



ひとはこ市

開催概要

半田赤レンガ建物にて奇数月の第1日曜日に開催されるイベントです

ハンドメイドの雑貨やフード、てしごと(ネイルアートやリラクゼーション等)で出店してみたい方。半田赤レンガ建物で出店してみませんか？
みなさんのご応募お待ちしております。

《主催者》

半田赤レンガ建物指定管理者 株式会社 JTB コミュニケーションデザイン

《問合せ先》

半田赤レンガ建物

住所：愛知県半田市榎下町 8 番地

TEL:0569-24-7031/FAX：0569-24-7033

E-mail：info@handa-akarenga.jp

▼半田赤レンガ建物公式HP

<http://handa-akarenga.jp/>

出店募集要項

《出店条件》

- ・「かわいい・楽しい・うれしい」がっぱいのハンドメイド作品、フード、手しごと（ネイルアート、ハンドマッサージ、ヘアカット等）であること。
- ・出店募集要項に全て同意いただけること
（応募された場合、同意いただいたものとみなします）

※委託品、中古品の販売はお断りいたします。

※フード出店については《フード出店者の出店要件》をご確認ください。

《開催場所》 半田赤レンガ建物内

《開催時間》 9時～15時

《ブースサイズ》

原則として1ブース2m×2m

この範囲を超える場合は2ブース扱いとし、2ブース分の出店料をいただきます。

《貸出備品(無料)》

- ・長机（1本）
- ・椅子（2脚）

《出店可能なジャンル》

フード、クラフト、ワークショップなど

※既製品の販売、アルコールの販売は不可

《出店料》

- ・館内出店 1,500円
- ・館外出店 1,000円
- ・キッチンカー 1,500円

※建物外のテントは貸出いたしますが、設営・運搬につきましては出店者様にて
お願いします。

《選考方法》

出店条件を満たす応募者の中から、提出物（応募用紙・写真データ）を元に出店内容や展示方法などを考慮し主催者にて選定します。提出物に不備があった場合は、応募完了とな

りませんのでご注意ください。

《出店に際してのお願い》

- ・ 出店料は当日中に事務所にしてお支払いください。
- ・ 貸出備品(机 1 本、椅子 2 脚)：事前申請が必要です。その他、必要備品に関しては各自でご用意ください。
- ・ 出店場所：主催者により決定し、事前にご案内させていただきます。
- ・ 1 ブースにつき出店できるのは 1 屋号までとさせていただきます。
- ・ ゴミ：当日に出るゴミは、必ず各自でお持ち帰りください。
- ・ 主催者が会場内で撮影する写真は公式 HP、SNS、広告、広報活動に使用させていただきます。
- ・ すべての商品に関して出店者の責任で管理し、トラブル時は当事者で対応処理をお願いします。

《当日の搬入・搬出について》

- ・ 搬入車両は、必ず指定された関係者駐車場に駐車をお願いします。
- ・ 搬入後の駐車車両は原則 1 台をお願いします。
- ・ 車両駐車許可証、関係者駐車場の詳細については後日郵送にてお送りいたします。
- ・ 搬入時間 7:30~8:30 までに荷降ろしを済ませ、車両の移動をお願いします。
※同時開催イベントにより変動することがあります。
- ・ 搬出時間 15:00~17:00 には、完全撤収をお願いします。
- ・ 搬出時間前の撤収は原則禁止とさせていただきます(完売の場合は、店頭に掲出をお願いします)。

《フード出店者の出店要件》

- ・ フード出店者は各自で保健所等への出店内容の確認をお願いいたします。なお、基本的な出店許可要件は、以下のとおりです。
 - 出店者は、各地域所在の保健所が発行する、食品衛生法による「営業許可証」があること。
 - 出店する食品は、調理済みであること。また食品衛生法に基づく「表記」がなされていること。
 - 個別包装時も、賞味期限・原材料・製造者(会社)名・電話番号を表記すること。
 - ・ 製造販売業の許可証が必要な加工品を販売する場合など、予め出店者各自で許可証を取得し、応募時に営業許可証の写しを提出してください。
 - ・ 保健所で営業許可を受けた施設で調理、包装して製品にし、ラベルに食品表示(製品名・原材料名・内容量・期限表示・保存方法・製造者氏名所在地)を記載された物を販売して

ください。

- ・ 菓子やジュース等を皿、コップに移しての試食には必ず使い捨て容器を使用ください。
- ・ 過去に食品衛生法、又はこの法律に基づく処分を受けた事がある事業者は出店をお断り致します。

《雨天の場合》

- ・ 荒天を除き、雨天の場合でもイベントを開催します。
- ・ 強風、豪雨など警報などにより開催が難しいと主催者が判断した場合のみ中止します。
- ・ 開催中止の場合は、開催日前日 18 時まで公式HP上にて発表し、応募書類に記入いただいたメールアドレスに連絡させていただきます。

《キャンセルについて》

出店者都合によるキャンセルに関してはキャンセル料を徴収させていただきます。

- ・ 開催日の 2 週間前まで：出店料の 20%
- ・ 開催日の 1 週間前まで：出店料の 30%
- ・ 開催日の前日まで：出店料の 50%
- ・ 開催日の当日：全額

《禁止事項及び注意事項》

- ・ 販売は原則的に出店者が行ってください。
- ・ 服装は自由ですが、衛生的で、事故・苦情等が発生しないものをご着用ください。
- ・ 出店者の販売した商品に対する一切の責任は、出店者に帰属します。
- ・ 主催者及び保健所等より指示があった場合は、それに従った販売をお願いします。
- ・ 暴力団追放条例に基づき、暴力団員及び暴力団関係の方の出店はお断りします。
- ・ イベント内で起きた、いかなるトラブルについても主催側は一切関与致しません。

《保険について》

主催者は「施設賠償責任保険」に加入し、施設の構造上の欠陥や管理の不備による対人・対物事故、施設の用法に伴う仕事の遂行上に不注意によって生じた対人・対物事故について保障します。

※ 上記範囲外の事故や怪我等については、各自の責任となります。

《露店等営業規則について》

(目的)

第 1 条 この露店等営業規則は、愛知県暴力団排除条例の主旨に従い、反社会的勢力を利することを防止し、露店等の事業者の自由公正な経済活動と秩序ある営業行為を助長し、もって社会

環境の維持と半田赤レンガひとはこ市の健全な運営を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(露店等の営業申請)

第 2 条 露店等を営業しようとする者は、あらかじめその露店等を営業しようとする者及び店舗ごとの責任者や使用人の 氏名、住所、生年月日、取り扱う商品やサービス、その他第 1 条の目的を達するために主催者が規定する事項について、出店申込書により、主催者に提出し、出店許可証の発行を得なければならない。

(関係機関への意見聴取)

第 3 条 主催者は、第 1 条の目的を達するために必要な限度において、露店等の営業の申請を行った者及びその露店の営業にかかる責任者及び使用人等、又はその関係者等が暴力団員等であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができる。

(出店の拒否)

第 4 条 主催者は、次に掲げる場合において、露店等の出店を許可せず、出店許可証を発行しないものとする。

1. 露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）である場合
2. 露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力を従業員等として使用すると認められる場合
3. 露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力にみかじめ料、シヨバ代等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認められる場合
4. 露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

(出店許可証の掲示)

第 5 条 露店等の営業者は、主催者が発行した出店許可証を店舗の外部から分かり易い場所に掲示して、営業を行わなければならない。

(出店許可の解除)

第 6 条 主催者は、次に掲げる場合において、各号の一に該当する場合、何らの催告も要することなく、出店許可を取り消すことができる。

1. 出店許可を得た者が、反社会的勢力であると判明した場合
2. 出店許可を得た者が、虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合
3. 出店許可を得た者と租に出店している者が、異なることが判明した場合

4. 出店許可を得た者が、みかじめ料、ショバ代等の名目を問わず、反社会的勢力に金品を渡した場合
5. 出店許可を得た者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明した場合
6. 露店等において、反社会的勢力を従業員等として使用した場合
7. 営業中に、粗暴、卑猥な言動等お客に迷惑をかける行為を行った場合
8. 半裸体及び入れ墨をのぞかせる等の粗野な服装や態度を取った場合
9. 主催者関係者の指示に従わない場合

(露店等の使用人の届出)

第 7 条 露店等を営業しようとする者が、やむを得ず事前に申請した以外の者を従業員として使用するときは、当該使用人の住所、氏名、生年月日等を主催者に届出なければならない。

(責任者及び使用人一覧表の備付け及び提示)

第 8 条

1. 露店等の営業者は、責任者又は使用人等を露店等の営業に従事させるときは、店舗ごとに責任者及び使用者一覧表の写しを備付けなければならない
2. 露店等の営業者もしくは店舗ごとの責任者又は使用人は、主催者から、責任者及び使用者一覧表の写しの提示を求められたときは、これに従わなければならない。